

# 中央図書館への指定管理者制度導入に関する考え方

## 1 中央図書館の運営方針

- (1) 中央図書館は、資料や情報の提供を通じて市民の知る権利、学ぶ権利を保障し、館内外における読書活動の促進に向けた諸活動を推進する。
- (2) 高度情報化社会など、変化する時代に対応した市民の自主的な生涯学習を支援する。
- (3) 本市の文化を支える施設として市民やボランティアをはじめ、他の社会教育施設や関係機関、団体との連携により機能の拡充に努める。
- (4) 図書館法、苫小牧市立図書館条例及び関係規則を遵守した事業運営の充実を図るとともに、社会環境の変化に対する多様な市民ニーズへの対応や、読書環境を中心とするコミュニティ空間の創造に配慮した事業運営を目指す。

## 2 業務分担の基本的方針

中央図書館の指定管理者制度導入にあたっては、公の社会教育施設として公共性及び公益性を十分確保するとともに、柔軟な手法を基にした財源の効率的な運用を図り、その実現に向け市教委と指定管理者で役割を分担する。

なお、図書館行政を遂行するために、市教委に必要な職員を配置し、行政の責任として中央図書館の業務の監督を行う。

- (1) 中央図書館の管理に関する基準等の策定や地域図書コーナーとの連携等、図書館サービスの構築といった業務の根幹に関わる事項の決定については、市教委が行う。
- (2) 他自治体の図書館や小中学校をはじめ各種団体との連携・協力等、公的立場からの調整は、市教委が行う。
- (3) 運営管理の基本方針の策定、各業務の計画及び資料の選定に関する最終的な決定は、市教委が行う。
- (4) 指定管理者は、立案した業務計画の実施にあたり、柔軟な発想による効率的・効果的サービスの提供能力を最大限活かし、より質の高いサービスを提供していく。
- (5) 市教委と指定管理者の業務分担に関する主たる個別事項

### ア 蔵書業務

#### (ア) 蔵書管理（選書、除籍など）

市教委への定期的な報告を求め、確認・協議を経た中で市教委が決定する。

(イ) 図書等の寄贈

日々の一般的な寄贈は(ア)の取扱いに準じ、感謝状の交付行為等を伴う定期・臨時的な寄贈については、市教委として受け寄贈本などを指定管理者へ引き継いだうえ(ア)により取扱う。

なお、金銭の授受等を伴い、市の予算措置や指定管理費に影響が生じる場合は、市教委と指定管理者との協議を経た中で市教委が決定する。

(ウ) 郷土・行政資料

資料等の提供業務については、指定管理者が行うが、収集・管理・保存は市教委が判断し、決定のうえ指定管理者へ取扱いを指示する。また、指定管理者においても資料及び情報の収集に努める。

なお、研究報告書、定期刊行物などの取扱いが明確な資料等の収集・管理・保存は指定管理者の判断に委ねるが、この際においても(ア)の報告は要する。

また、制度導入までの経過資料を含め、本市の重要な資料に関する取扱いは、関係団体や博物館及び情報・知識を有する市民との連携、協議及び支援等を得ながら市教委が決定する。

イ 図書館情報システム運用

図書館情報システムの運用に関する一切の業務は市教委の責任において執行、決定し指定管理者は業務上における使用の範囲とする。

なお、日々業務において想定される通信・機器障害などの対応については市教委と指定管理者の協議のうえで、その取扱いについて市情報推進担当課及びシステム保守管理事業者と連携し、利用者の利便性に支障をきたさない体制とする。

ウ 情報化への対応に対する考え方

図書資料、郷土資料をはじめ地域情報の発信にあたっては市教委との相互関係の上で情報発信機能の拡充を図る。

また、電子書籍などの取組みについても指定管理者の考え方や提案を求めながら、市教委との相互関係の中で具体化を図っていく。

エ 公民館などの地域図書コーナーの連携

公民館などの地域図書コーナーとの連携については、市教委及び苫小牧市関係部局との連絡調整を含め市教委が決定し、各施設の利用促進に必要な措置を講じる。

なお、業務運営やサービスの向上と各種情報の共有を図る目的で、各施設、指定管理者及び市教委の間で定例的な連絡会議等の設置について想定している。

オ 自主事業

施設運営や利用者サービスの向上を目的とし、提案された自主事業は市教委が決定する。

3 中央図書館事業と読書活動の推進に関する考え方

読書活動の推進に向け、市教委を基点とし学校図書館やボランティア団体及び指定管理者の連携による一体的な読書活動の推進を目指す。

#### 4 図書館協議会に関する考え方

図書館法第14条の規定に基づく図書館協議会は従来どおり、図書館運営について館長の諮問に応じるとともに意見を述べる機関として設置し、委員の選任、委嘱は市教委が行いその事務局は市教委に置く。

また、会議は館長、市教委、その他必要とする関係職員の出席により開催していくことを想定している。

#### 5 基準管理費の積算に関する考え方

基準管理費の積算にあたっては、図書館の運営やサービス水準の向上及び職員の雇用や研修機会の確保などにつながることを認識し、施設及び事業運営費は現状の運営体制を基にする経費の積算を想定している。

蔵書整備費は、従来からの蔵書整備費を基準に、制度導入による効果額など様々な要素を勘案し、その一部を充てるなど蔵書の充実を目指していく。なお、その執行にあたって他事業への執行を認めず予算流用禁止項目として指定し、新刊図書、逐次刊行物、視聴覚資料などそれぞれの運営水準を示す中で整備運営を求めていく。

#### 6 職員の配置、雇用

##### (1) 指定管理者職員の配置、雇用に関する基本的な考え方

運営方針等の十分な認識の中で施設機能や利用者サービスを発揮できる職員体制と、利用者対応や接遇などの監督・指導、研修体制について求める。

また、職員の雇用に関する関係法令を遵守し安定継続的な雇用と、人事管理のうえで支障を来たさない雇用形態及び継続安定な雇用体制の配慮もあわせて求める。

##### (2) 想定する指定管理者の職員配置の考え方

専門職及び経験者並びにそれぞれの業務に精通する多彩な職員の配置と、その職位、職務、人数、時間帯等を含め指定する配置内容を求める。

また、指定する業務の責任と正確性及び安全性を求め、業務従事者の要件を示し職位的従事者と業務従事者の配置を指定管理者に求めていくことを想定している。

ア 管理的従事者として統括責任者、館長、副責任者的地位のスタッフの配置

イ 専門職スタッフの配置

ウ 事務経験スタッフの配置

エ 施設、業務運営上における専門スタッフの配置する時間帯、人数などは市教委の指定を前提とし協議事項とすることを想定している

オ 指定する職員に関しては、資格証明書等の提出を求める

## 7 施設の維持管理及び利用

### (1) 施設の維持管理

施設及び設備等の維持・管理運営については、現状の運営体制を保持し、危機管理の体制は市教委が決定し、業務内容及び管理体制は指定管理者に指定する内容を示す。

### (2) 施設の利用方法

運営方針等により、施設の役割りや機能の向上と利用者の利便性、サービスを図る上で必要となる施設の利用方法について指定管理者の柔軟な創意工夫を求める。特に読書環境を中心とするコミュニティ空間の創造は、施設の価値観の向上につながるものとして、より柔軟な発想による利用方法の提案に期待し求めていく。